

義務付け・枠付けの見直しに 関する地方独自の基準事例② (6月議会後版)

平成24年9月

内閣府地域主権戦略室

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しの趣旨・経緯

- 地域主権改革を進めるためには、これまで国が一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改めることが必要
- 義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告、「地方分権改革推進計画」(H21.12.15)、「地域主権戦略大綱」(H22.6.22)を踏まえ、「施設・公物設置管理の基準」等について、第1次一括法・第2次一括法等により、これまで2次の見直しを実施してきたところ

第1次一括法(H23.4.28)成立

- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任等41法律の改正

第2次一括法(H23.8.26)成立

- ・図書館運営審議会の委員の任命基準等160法律の改正(その他基礎自治体への権限移譲関係47法律の改正)

第3次一括法案(H24.3.9)国会提出

- ・地域包括支援センターの基準、消防長及び消防署長の資格の条例委任等69法律の改正

施行期日

- ・第1次・第2次一括法ともに地方自治体の条例等が必要なものH24.4.1。ただしH25.3.31まで経過措置あり

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

条例制定権の拡大の意義・効果

- 地方議会での地域特性に応じた特色ある条例の制定を通じて、
- ・地域特有の問題(子育て支援、地域活性化、雇用失業対策等)の解決
 - ・きめ細やかな住民サービスの提供
 - ・効率的な予算執行(公営住宅等の有効活用、的確な道路整備等)
 - ・自治体の政策法務力の向上
 - ・地方議会の審議の活性化
- などにつながり、地域主権改革の成果が具体化

※ 残された義務付け・枠付けについても引き続き見直しを行っていく

義務付け・枠付けの更なる見直しについて(H23.11.29)閣議決定

独自事例②の目次

- 公営住宅の入居基準・・・・・・・・・・・・・・4
- 公営住宅の整備・・・・・・・・・・・・・・6
- 道路構造・・・・・・・・・・・・・・7
- 道路標識・・・・・・・・・・・・・・8
- 児童福祉施設の設備及び運営・・・・・・・・・・9
- 特別養護老人ホームの設備及び運営・・・・・・10
- 公共職業能力開発施設の行う職業訓練・・・・11
- 図書館運営審議会等の委員の任命・委嘱・・12
- 水道技術管理者等の職員資格・・・・・・・・・・13
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化・・・・・・14
- 都市公園の設置基準・・・・・・・・・・・・・・15
- 鳥獣保護区等を表示する標識の寸法・・・・・・16

公営住宅の入居基準に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

法令により全国一律に定められていた公営住宅の入居基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

①入居収入基準—対象者の月収の範囲を条例で設定(従来は15.8万円以下で全国一律)

※ 政令(公営住宅法施行令)は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

②同居親族要件—単身者を対象者に含めるか否かを条例で設定(従来は単身者は原則対象外)

③入居者の範囲・収入—特に居住の安定を図るべき者(「裁量階層」)の範囲・収入を条例で設定

地方独自の基準の具体例

○障害者等を支援する観点からの活用

- ・裁量階層の対象範囲を「精神障害者1、2級」から「3級」に拡大【大分県別府市*、鹿児島県鹿屋市*等】
- ・親族のほか、介護を行う者を同居要件に追加【島根県美郷町*】
- ・犯罪被害者については、単身での入居を可能に【京都府】

○子育て支援、住宅の世代構成の多様化を図る観点からの活用

- ・裁量階層の対象範囲を「未就学児童がいる世帯」から、「中学生以下の児童がいる世帯」に拡大【岡山県、岡山県新見市*等】、「18歳未満の多子世帯(3人以上)」を追加【福井県永平寺町*等】、新婚世帯を追加【京都府】

○その他定住促進等の地域の課題への対処

- ・50㎡以下の住宅については、単身でも入居可能に【三重県南伊勢町*】

*の事例は2月(3月)議会までに制定済みの事例

公営住宅の入居基準の改正イメージ

従来

改正後(条例で規定)

特に居住の安定を図るべき者
(裁量階層)の資格要件を政令で規定

- ・60歳以上の高齢者
- ・未就学児童がいる世帯 等

特に居住の安定を図るべき者
(裁量階層)の資格要件を条例で決定

- ・低額所得者のために整備する住宅であり、富裕層の利用は不適當
- 入居収入基準額の上限を政令で規定(収入分位50%)

裁量階層の入居収入基準額の上限を政令で規定(収入分位40%)

50%
(月収25.9万円)

40%
(月収21.4万円)

この範囲内で事業主体が裁量階層の入居収入基準額を条例で決定

この範囲内で事業主体が本来階層と裁量階層の入居収入基準額を条例で決定

入居収入基準額を政令で規定(収入分位25%)
(本来階層)

25%
(月収15.8万円)

- ・住宅に困窮する低額所得者には、全国どこでも一定の入居機会が確保されることが望ましい
- 入居収入基準額の参酌すべき額を政令で規定(収入分位25%)

A県 B市 収入分位 A県 B市

本来の入居対象とする者(本来階層)

公営住宅の整備に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた公営住宅の整備に関する基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

住戸の基準（1戸あたり床面積の合計は、原則として、19㎡以上）
共同施設の基準（児童遊園、集会所等の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模等に応じて、入居者の利便を確保する）等



改正後

省令（公営住宅等整備基準）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○世代構成の多様化を図る取組

- ・団地の形成に際しては、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにするため、間取り及び規模が異なる住宅を組み合わせることを明確化【京都府】
- ・ユニバーサルデザインを導入するよう努める【岡山県、岡山県瀬戸内市】

○地域コミュニティの活性化を図る取組

- ・児童遊園等を設ける場合は、入居者に加えて、地域住民が利用できる施設とすることを明確化【京都府】

○環境に配慮した取組

- ・温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化に配慮して整備【京都府】
- ・共用部分の照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図る。新エネルギー利用を行うよう努める【岡山県、岡山県瀬戸内市】

道路構造に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた地方道（都道府県・市町村道）に関する車線の幅員等について、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 政令（道路構造令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」
- ※ 設計車両（道路設計の基礎となる自動車の寸法等）、設計自動車荷重（橋等の工作物での荷重に対する必要な強度）、建築限界（トンネル等における空間確保の限界）については、従来どおり全国一律

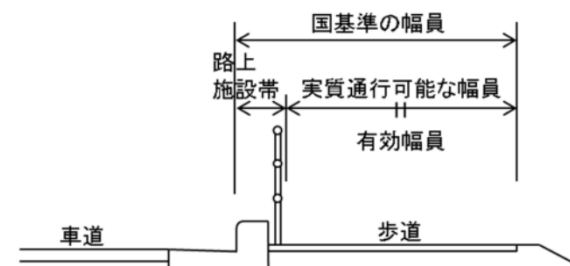
地方独自の基準の具体例

○安全確保対策の促進

- ・人や車椅子が移動可能な歩道整備を行うため、「幅員」ではなく「有効幅員」を原則2.0m以上と規定【京都府】

※有効幅員とは、歩道及び自転車歩行者道の幅員から、路上施設や横断歩道橋等を設置するために必要な幅員を除いた実質通行可能な幅員（右図）

- ・自転車道を設けない道路の路肩の幅員は、交通及び地形の状況等を勘案し、自転車の通行に配慮して定めることを規定【京都府】
- ・歩道の幅員を2.0mから1.5mまで縮小できることとし、歩道整備を促進【岐阜県】
- ・片側1車線道路でも、急カーブ区間など安全な通行に支障をきたす恐れがある場合には、中央分離帯等の設置を規定【岐阜県】



○交通渋滞等の地域の課題への対処

- ・都市部のみ縮小可能であった交差点における車線の幅員を、郊外部についても縮小可能とし、右折レーンの設置を容易に【愛知県*、岐阜県】
- ・停車帯の幅員を2.5mから1.5mを標準とすることを明確化【岐阜県】

*の事例は2月(3月)議会までに制定済みの事例

道路標識に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

府省令により全国一律に定められていた地方道に関する案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、従来から、構造改革特区において、国の基準の50%まで縮小可能
- ※ 規制標識及び指示標識については、従来から国の基準の50%まで縮小可能
- ※ 色、形状については、従来どおり全国一律

地方独自の基準の具体例

○視認性の改善

- ・文字の寸法は、1.5倍、2倍、2.5倍、3倍のみ拡大可能であったものを、1.25倍も可能に【兵庫県】
- ・正体(縦横比が1:1)が原則とされている文字の寸法について一方を0.8倍まで縮小可能に【兵庫県・広島県】

○地域の道路状況に応じた合理的な道路標識の整備

- ・自動車の通行に支障を及ぼす恐れがある場合その他特別の必要がある場合に、道路標識の標識板や文字の寸法を50%まで縮小可能に【愛知県】



案内標識
(ローマ字の大きさを拡大した例(静岡県))



警戒標識



規制標識



指示標識

児童福祉施設の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた児童福祉施設(保育所、児童館等)の設備及び運営に関する基準について、児童福祉法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

※ 省令(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)については、条例を制定する際の基準

※ 条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

職員の研修機会を確保、衛生管理上必要な措置を講じる、屋外の遊戯場の面積は幼児1人当たり3.3㎡以上 等



参酌すべき基準

居室の面積基準:0、1歳児の乳児室の面積は1人当たり1.65㎡以上
保育士の配置基準:0歳児は乳児3人当たり保育士1人を配置 等



従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○安心安全など子育て環境の充実

- ・児童館等児童厚生施設において、急な病気やけがの際に静養できる場所の設置を義務付け【佐賀県*】
- ・給食を外部委託する保育所で調理員を置かない場合には、栄養士又は管理栄養士を置くことを義務付け【札幌市*】
- ・人権擁護や虐待防止の責任者配置など必要な体制の整備や、職員等への研修の実施などの措置を講じるように努める【京都府】
- ・府や市町村が実施する子育て支援施策への協力及び地域の子育て支援団体やNPO法人等との連携を図った子育て支援事業の実施に努める【京都府】
- ・保育所における0、1歳児の乳児室の面積を1人当たり3.3㎡以上に引き上げ【広島県*、札幌市*】

*の事例は2月(3月)議会までに制定済みの事例

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)の設備及び運営に関する基準について、老人福祉法及び介護保険法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

居室の定員 (今回の改正に併せて、4人以下から1人(必要と認められる場合は2人)に改められた)
設備の基準 (廊下の幅は1.8m以上、食堂の面積は入所者1人当たり3㎡以上等)
介護の方法 (1週間に2回以上入浴等をさせること) 等

参酌すべき基準

居室の面積基準 (入所者1人当たり10.65㎡以上)
職員の配置の基準 (入所者3人当たり介護職員1人以上) 等

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○多様なニーズへの対応

- ・居室定員については、市町村からの意見書があり、プライバシーの保護等の措置を講じる場合には、2人以上4人以下も可能に【京都府】
- ・居室定員については、地域の特別養護老人ホームの整備状況等を勘案し、知事が特に認める場合には、2人以上4人以下も可能に【山口県】

○地域の実情に応じた防災計画の整備

- ・施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を義務付け【山口県】

公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

法令により全国一律に定められていた公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準等について、職業能力開発促進法の改正をし、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 公共職業訓練……………公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練又は高度職業訓練
- ※ 公共職業能力開発施設…国・都道府県・市町村が職業訓練を行う、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等
- ※ 短期課程……………職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるための短期間の訓練課程であり、在職労働者、離転職者、高齢者等の様々な労働者を対象
- ※ 普通課程……………将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるための長期間の訓練課程であり、新規学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者を対象

地方独自の基準の具体例

○無料とする公共職業訓練の対象者の拡大

- ・国の基準では、職業能力開発校において無料とする公共職業訓練の対象者は、短期課程の普通職業訓練の受講者とされているが、普通課程の普通職業訓練の受講者も対象として規定【奈良県】

○公共職業能力開発施設における短期課程の普通職業訓練対象者の明確化

- ・国の基準では、公共職業能力開発施設における短期課程の普通職業訓練対象者は、職業に必要な技能(高度の技能を除く)及びこれに関する知識を習得しようとする者(主な対象者は在職労働者、離転職者等)とされているが、中学校卒業者等も対象であることを規定【山口県】

図書館運営審議会等の委員の任命・委嘱に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

法律により全国一律に定められていた図書館運営審議会、公民館運営審議会、博物館運営審議会の委員の任命等に関する基準について、図書館法、公民館法、博物館法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

図書館法、社会教育法、博物館法により以下の任命基準を規定

- ・学校教育及び社会教育の関係者
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・学識経験のある者



改正後

図書館法施行規則等（改正前の図書館法等の内容が規定されたもの）を参酌し、地域の実情に応じた基準を条例で規定

地方独自の基準の具体例

○図書館運営審議会の委員

- ・公募による市民を追加【岩手県花巻市*等】
- ・文化活動を行う者を追加【愛媛県八幡浜市*】
- ・市内に住所を有し、図書館活動の推進に意欲を持つ者を追加【佐賀県伊万里市*】

○公民館運営審議会の委員

- ・公募による市民を追加【兵庫県加東市*等】
- ・教育委員会が適当と認める者を追加【福井県永平寺町*】

○博物館運営審議会の委員

- ・公募による市民を追加【長野県大町市*】

*の事例は2月(3月)議会までに制定済みの事例

水道技術管理者等の職員資格に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

改正前（水道技術管理者、水道布設工事監督者、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格については、民間・地方公共団体通じて、政省令により規定）

水道技術管理者・水道布設工事監督者の資格
・大学で土木工学（水道工学及び衛生工学以外）を修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
・10年以上の実務経験を有する者 等

一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格
・大学で理学、薬学等（衛生工学及び化学工学以外）を修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
・10年以上の実務経験を有する者 等

改正後

地方公共団体の職員については、水道法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を参酌し、条例により、地域の実情に応じた資格の設定を可能としたところ

地方独自の基準の具体例

○地方公共団体の実情に応じた資格の設定

- ・水道布設工事監督者の資格基準の実務経験年数を水道技術管理者の実務経験年数と同じ年数とする（例：大学で農学を修めた者の実務経験年数10年以上⇒4年以上）【島根県雲南市】
- ・水道技術管理者及び水道布設工事監督者の資格基準の実務経験年数を簡易水道技術監督者及び簡易水道布設工事監督者の実務経験年数と同じとする（例：大学で土木工学（衛生工学）を修めた者について、水道技術管理者の資格基準の実務経験年数2年以上⇒1年以上）【岡山県真庭市*】

*の事例は2月（3月）議会までに制定済みの事例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた特定道路及び特定公園施設に関する基準について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」
- ※ 特定道路とは、生活関連経路（高齢者や障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの生活関連施設間を結ぶ道路）を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が、通常、徒歩で行われる道路であり、国土交通大臣が指定したもの
- ※ 特定公園施設とは、都市公園の出入口と主要な公園施設等との間の経路及び駐車場との間の経路を構成する園路及び広場

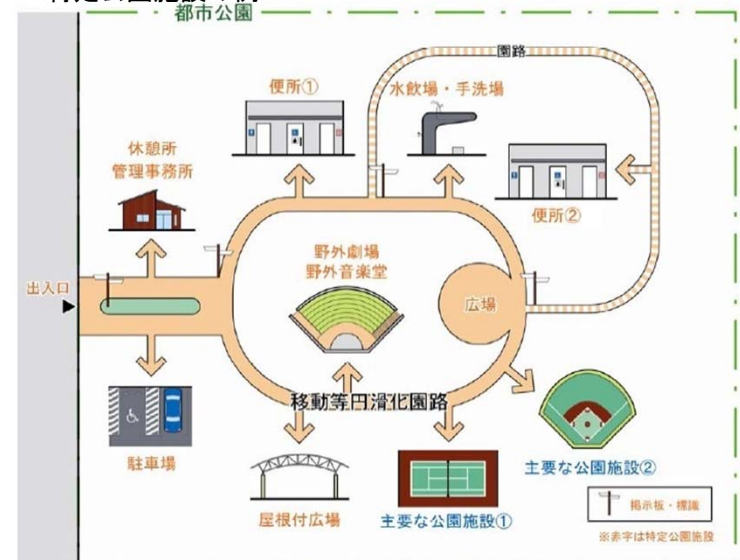
地方独自の基準の具体例

○高齢者、障害者等の移動を容易にするための措置

- ・園路の縦断勾配は5%以下が基準であるが、4%以下に厳格化【山口県*】
- ・歩道や園路等に排水溝を設ける場合、車椅子や杖利用者が通過する際に支障のない構造（蓋をする等）にすることを義務化【千葉県、山口県*】
- ・車椅子利用者用駐車施設を駐車場に設置する際、できる限り園路等からの距離が短くなる位置にすることを義務化【千葉県、山口県*】

*の事例は2月(3月)議会までに制定済みの事例

〈特定公園施設の例〉



都市公園の設置基準に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた都市公園の設置基準について、都市公園法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

一の市町村内の住民一人当たりの都市公園の敷地面積（10㎡以上。市街化区域は5㎡以上）
街区公園の標準面積：0.25ha、近隣公園の標準面積：2ha、地区公園の標準面積：4ha
運動公園、総合公園・広域公園の標準面積：その機能を十分発揮できる敷地面積

都市公園内の建築物の割合：原則として敷地面積の100分の2まで、休養施設等は通常の100分の2のほか100分の10まで、国宝等は通常の100分の2のほか100分の20まで

改正後

政令（都市公園法施行令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○都市公園の充実を図る取組

- ・運動公園の敷地面積は、おおむね15ha以上とする【広島県*】
- ・広域公園の敷地面積は、おおむね50ha以上とする【広島県*】

○県の責任を明確化する取組

- ・広域的な観点から、県全域における都市公園の敷地面積の基準を県民一人当たり10㎡以上とする【広島県*】
- ・都市公園のうち県立公園に係る敷地面積の基準を県民一人当たり4㎡以上とする【香川県*】



びんご運動公園（広島県）

*の事例は2月（3月）議会までに制定済みの事例

鳥獣保護区等を表示する標識の寸法に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた指定狩猟禁止区域等を表示する標識の寸法に関する基準について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

※ 省令（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた標識の整備

- ・既存工作物を利用しないで制札を設置する場合は、容易に視認できる範囲において縮小可能に【福岡県*】
- ・生活環境や周辺の景観との調和を図り、自然公園内のその他の標識類と統一感を保つため、制札の高さを全て「地上80cm以上」に、標柱の高さを全て「地上120cm以上」へ【東京都*】
- ・特に風の強い場所において、標識が飛散、破損したりする事案が頻発していることから、省令基準より小さな標識を設置可能に【長崎県】

*の事例は2月（3月）議会までに制定済みの事例

